

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の開催についての一部を改正する決定

令和 5 年 7 月 14 日
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）決定

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の開催について（平成 20 年 9 月 12 日内閣府特命担当大臣決定）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
最終改正 <u>令和 5 年 7 月 14 日</u>	最終改正 <u>令和 5 年 4 月 17 日</u>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">別 紙</div> 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会名簿 [五十音順、敬称略、役職は <u>令和 5 年 7 月 14 日</u> 現在]	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">別 紙</div> 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会名簿 [五十音順、敬称略、役職は <u>令和 5 年 4 月 17 日</u> 現在]
(オブザーバー) 警察庁生活安全局人身安全・少年課長 警察庁サイバー警察局サイバー企画課長 総務省情報流通行政局情報流通振興課長 [削除] 法務省大臣官房参事官 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長	(オブザーバー) 警察庁生活安全局人身安全・少年課長 警察庁サイバー警察局サイバー企画課長 総務省情報流通行政局情報流通振興課長 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長 法務省大臣官房参事官 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この決定は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。